

川越市育英資金貸付基金条例施行規則の改正（案）の概要について

平成29年10月

教育総務部 教育総務課

1. 趣旨

川越市では、経済的理由により高等学校や大学などの学校へ進学することが困難な方の経済的自立を助成し、併せてその才能を育成するために、育英資金として入学準備金・学資金の貸付けを行っております。

現在は、申請期限を毎年3月中の教育委員会の指定した日とし、入学準備金の貸付けは3月末日となっております。

今後は、申請期間を見直し、より柔軟に対応することと、入学準備金の早期貸付を行うことにより、希望者のニーズに沿った運営を図ろうとするものです。

2. 主な内容

現在、育英資金の貸付けを希望する方は、毎年3月中の教育委員会が指定する日までに書類を揃えて申請することになっております。申請した方に対する貸付者の決定を行い、3月末日に入学準備金の貸付けを行っております。今回の改正により、育英資金の申請期間を「教育委員会が指定する日まで」に変更し、入学準備金の貸付けを「3月末日」から「3月末日まで」、学資金の貸付けを「毎年4月初日」から「毎年4月15日まで」と変更することとします。

また、現在は、申請時等に前年の所得を証明する書類として、源泉徴収票や確定申告書の写しなどの提出を求めています。確定申告開始前の申請に変更することから、所得を証明する書類として課税証明書に変更するとともに、文言を現状に合わせたものに整理します。

この改正により、申請期間を見直し、より柔軟に対応することにより、貸付者の決定後、入学準備金の早期貸付が可能になるとともに、現在の運用に即した内容となります。

3. 施行期日

この改正案は、公布の日から施行しようとするものです。